千葉ロッテマリーンズ山武後援会会則一部改正　新旧対照表

改正後	改正前
（事務局） 第 10 条　後援会事務の分掌及び会員連絡の拠点として**【千葉県山武市蓮沼ロ 1696 番地　伊藤農場】**に事務局を置く。	（事務局） 第 10 条　後援会事務の分掌及び会員連絡の拠点として【山武市埴谷 1873 番地 41　スポーツショップ・キャプテン】に事務局を置く。
附則　（会計の効力の発生） この会則は、平成 23 年１月 23 日から効力を発生する。 この会則は、平成 29 年３月 18 日から一部改正施行する。 この会則は、令和２年５月１日から一部改正施行する。 この会則は、令和４年１月 15 日から一部改正施行する。 **この会則は、令和５年５月 22 日から一部改正施行する。**	附則　（会計の効力の発生） この会則は、平成 23 年１月 23 日から効力を発生する。 この会則は、平成 29 年３月 18 日から一部改正施行する。 この会則は、令和２年５月１日から一部改正施行する。 この会則は、令和４年１月 15 日から一部改正施行する。